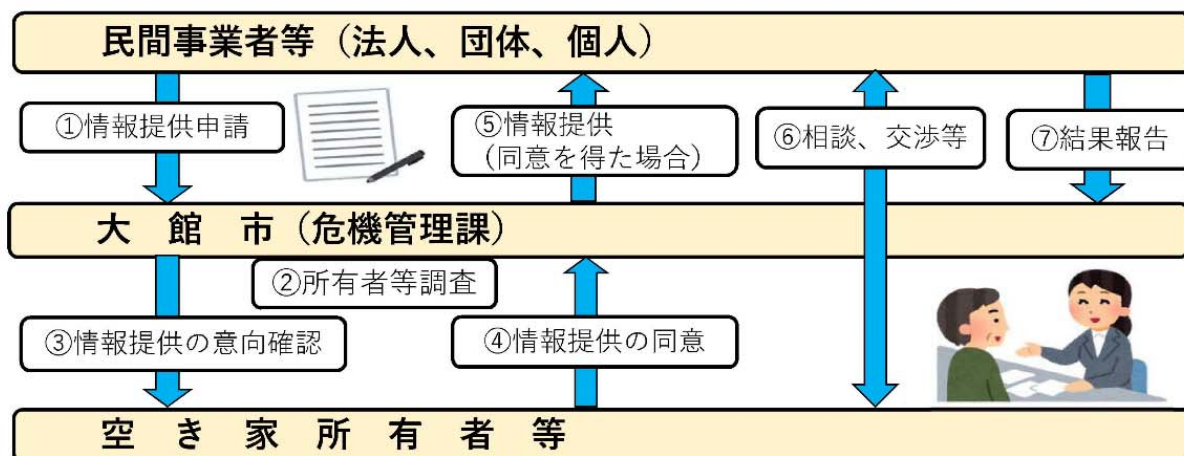


空き家所有者等情報の外部提供制度について ＝空き家の利活用等をしたい方へ＝

この制度は、空き家の利活用を推進するため、空き家所有者等の同意を得て、空き家所有者等情報（所有者等氏名、住所等）を民間事業者等に提供し、空き家の解消、利活用及び流通につなげようとするものです。

空き家所有者等情報の外部提供の流れ



申請方法

<申請できる方（民間事業者等）>

法人（企業、協会等）、団体（町内会等）、個人（近隣住民等）

<申請書類>

大館市空き家所有者等情報の外部提供申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請してください。

- ①空き家の登記事項証明書（写し可）
- ②空き家の位置図
- ③空き家の写真
- ④その他所有者等調査に関する資料（宛て所不明で返送された郵便物の写し等）
- ⑤申請者（民間事業者等）の事業概要等

なお、郵送での申請は受付しません。

<留意事項>

- ・大館市空き家所有者等情報の外部提供に関する実施要綱の目的に沿った申請のみを受付します。
- ・登記情報を調査しても所有者等が不明な空き家について、受付します。
- ・所有者等調査に時間を要する場合や確知できない場合があります。
- ・所有者等の同意がなければ所有者等情報は提供しません。



【申請・問い合わせ先】

大館市役所 総務部 危機管理課

TEL 0186-43-7100 FAX 0186-49-1198

